

< 付属書 1 >

産業空洞化の回避と国内産業活性化に資する
法人税制の具体的措置案

目次

I. 背景および目的	1
II. 具体的措置案	2
1. マザー工場機能の整備・拡充を支援する税制.....	2
2. 海外所得の国内還流を促進する税制.....	13
3. 知財の蓄積を促進する税制（パテントボックス税制）	14
4. 為替リスクの安定化に資する税制.....	16
5. 組織再編に関わる税制.....	18
6. ベンチャー企業の育成に資する税制.....	20

I. 背景および目的

わが国経済が持続的に成長していくためには、成長が期待される新興国を中心とした海外活力を如何に取り込むかが重要である。このため、企業の多くは世界市場をグローバルに見渡して、成長性の高い市場の近くに生産拠点を展開し業容の拡大を図ろうとしているが、この動向は今後も継続すると考えられる。その際、海外生産拡大が、国内生産拡大を伴わない形で進み、国内の産業空洞化が進展するならば、技術保全や技能伝承、雇用維持など国内経済に様々な課題が生じることとなる。

したがって、企業の海外生産拡大と国内経済活性化の両立を目指す政策が必要となる。具体的には、企業がグローバル競争を勝ち抜くことによって海外で得た利益の国内還流を促し、生産や雇用の拡大、ひいては産業構造転換等の国内経済活性化に役立てられることを促進する政策が必要である。加えて、技術保全・流出防止の支援を図るなど、国内を拠点にビジネスを継続できる環境の整備、すなわちマザー工場機能の整備・拡充が必要である。

また、2012年末までの異常な円高で蒙った悪影響を忘れてはいけない。円高の影響は、企業業績を直撃し、わが国企業はその克服のために血のにじむような努力を行ってきた。この教訓を活かし、為替変動のリスクを緩和するような制度の整備が必要である。

これらを実現するための税制について、本文第Ⅱ部の「2. 産業空洞化の回避と国内産業活性化に資する法人税制の整備」(P 11～14)にその要望内容を記載している。

本付属書にはより具体的な税制措置の案を示しており、実現に向けた制度設計の参考として活用頂ければ幸甚である。

II. 具体的措置案

1. マザー工場機能の整備・拡充を支援する税制

近年、わが国のものづくり産業においては、中国、アセアン地域、北米、中南米等に生産拠点を建設する例が増加しており、海外生産比率も上昇傾向にある。これは、市場へのアクセス性、労働者確保の容易性、税制等ビジネスの有利性等を背景としており、海外生産の増加あるいは国内の生産機能の海外移転は企業にとって、世界最適生産という経済合理性に従った最適化行動の一環となっている。

一方、国内生産機能の海外移転は、地域経済という視点からみると雇用機会の減少という点で不利益が発生する。ひいては、地域経済の集合である日本全体にとっても不利益が発生する。

企業というミクロの経済主体にとって望ましいことが必ずしも、マクロ経済全体にとって望ましいとは限らない。この一種のパラドックスは、放置しておくこと拡大の一途をたどる恐れがあり、解消あるいは緩和のために何らかの手を打つ必要がある。そのためには、生産拠点の一部を国内に残すことが企業の利益にも合致する環境を整備することが重要である。

具体的には、すべての生産拠点を国内に残すことは現実的ではないことに鑑みて、企業の海外生産拠点の母型となる生産拠点（＝「マザー工場」）をわが国に確保し続けることを目標とすることが現実的な政策として効果的と思われる。また、そのような拠点は海外生産の母型としての役割にとどまらず、当該企業の競争優位の源泉を生みだし、維持・強化する役割もある。このような広義の機能をマザー工場機能と呼び、国内において整備・拡充を続けるべきである。それは地方創生の最も重要な部分であるところの、地方における良質な雇用の創造と維持のエンジンになる。

なお、都道府県のマザー工場誘致政策の事例はあるが、この場合、国内他地域から当該自治体にマザー工場を誘引する政策としては機能するが、日本全体ではゼロサムゲーム的な面もある。したがって、日本全体でプラスサムゲームとするためには、国を挙げてマザー工場機能の国内拡充を促す制度整備を目指すことが必要である。その上で、各自治体がそれぞれの地域戦略に沿った形で誘致について知恵を競い合うような政策を打ち出すことは非常に好ましいことである。

（１）基本的考え方、ねらい

マザー工場機能について、国内における整備・拡充を図るための国の政策を策定し、その重要部分を構成する税制を整備する。

（２）提案する政策スキーム全体の概要

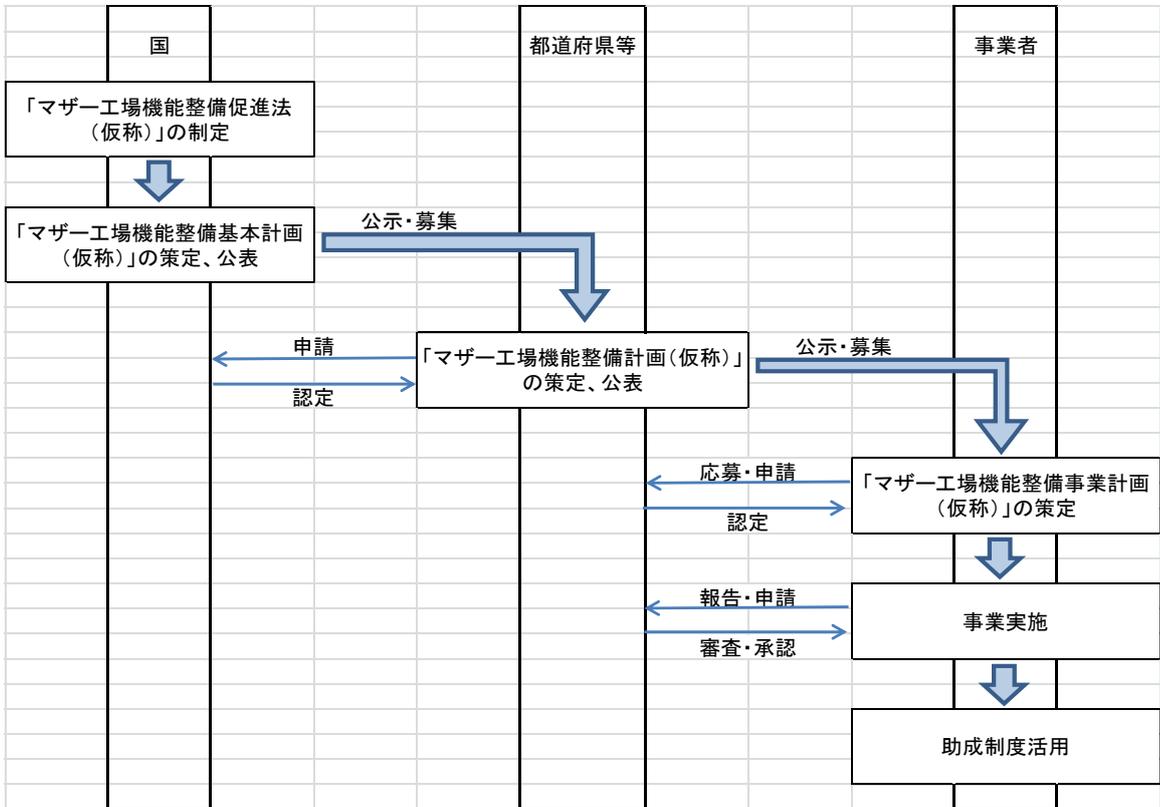
国は、マザー工場機能の整備・拡充を促進する政策を強力かつ継続的に推進するため、法律を制定し、その法律に則って、政策を展開する。そのイメージは例えば以下のようなものが考えられる。

国は法律に基づいて、「マザー工場機能整備基本計画」を定め、これに係る基本方針を都道府県等に示す。都道府県等（その連合体を含む）は、地域戦略として整備・拡充したいマ

ザー工場機能の概略（産業分野等）と、適用を受けたい助成制度のメニュー（日本政策金融公庫等による低利融資、国による利子補給、中小機構等による債務保証、マザー工場機能の整備・拡充を促進する税制など）等を内容とする「マザー工場機能整備地方計画」を策定し、国に申請し、認定を受ける。

都道府県等は、国の認定を受けた「マザー工場機能整備計画」を公表し、計画への参加者を募る。事業者は、自らの「マザー工場機能整備事業計画」（以下、事業計画）を都道府県等に申請し、事業計画の認定を受ける。事業計画は、整備・拡充を予定するマザー工場機能の概要と、活用したい助成制度、助成制度の要件を満たすことを示す文書（工事の見積書など）からなる。事業計画の認定を受けた事業者は、先行して利用できる助成制度を適宜活用しながら事業を進め、都道府県は、事業者の実績を年度毎に審査し、その結果に応じて文書を発行、事業者は優遇税制等の適用を受ける。

【図表 1】 政策スキーム概念図



(3) 租税制度案

1) マザー工場機能の定義

国は、「マザー工場機能整備基本計画」の中で、マザー工場機能を特定する。マザー工場機能とは、ものづくり企業における競争優位の源泉を創造・維持・強化するための、①製品・製法の原型づくり、②製品・製法の高度化および展示¹、③技術・技能・ノウハウの継承（人材育成）、④技術・技能・ノウハウの外部漏えい防止（知財管理強化）、⑤蓄積した技術・技

¹ ここで言う展示機能は、いわゆる「見せる工場」のほか、B2B分野における最新鋭機器等のショールーム等を含む。たとえば、DMG森精機は、2015年、伊賀事業所のグローバルソリューションセンタを世界最大級の工作機械の展示場として増強整備したが、このような機能も含めるべきであろう。

能・ノウハウを活用したソリューションの提供および新ビジネスの展開、の5類型が考えられる。(下記「参考2」参照)

都道府県等は、「マザー工場機能整備地方計画」において、当該地域にマザー工場機能を拡充・集積させたい産業分野等を特定する。事業者は自社のマザー工場機能整備事業計画において、整備・拡充しようとするマザー工場機能が、国の特定したマザー工場機能の種類の少なくとも一つ以上に該当することを示すとともに、都道府県等が特定した、産業分野に関わるものであることを示すものとする。

2) マザー工場機能整備・拡充行為の定義

マザー工場機能の5類型のうち少なくとも一つ以上の機能を整備・拡充するための設備投資ならびにマザー工場機能の5類型のうち少なくとも一つ以上の機能を整備・拡充するための雇用者の増加(正社員、非正規社員を問わない)とすることが考えられる。

3) 優遇税制の案

○マザー工場機能を整備・拡充するための設備投資

・対象となる設備投資の即時償却を可能とし、税額控除(設備5%、建物・構築物3%)との選択制とする。

・ただし税額控除における控除額は当期の法人税額の20%を上限とし、控除しきれない金額は1年間繰り越し可能とする。

・適用期間は、企業の中長期的な対応を可能とするため10年間とする。

※生産性向上設備投資促進税制や環境関連投資促進税制を参考とした。

○マザー工場機能を整備・拡充するための雇用者の増加

・雇用者数の増加に応じた税額控除(雇用者の10%以上の増加に対して、一人あたり70万円の税額控除。なお、雇用者の増加が10%未満の場合でも、一人あたり30万円の税額控除)を可能とする。

・適用期間は、企業の中長期的な対応を可能とするため10年間とする。

※雇用促進税制(雇用者の数が増加した場合の税額控除)を参考とした。

「参考1」 三重県によるマザー工場型拠点立地補助金

三重県は、2013年度より、製品の設計、開発、試作等の機能を有し、かつ他の工場への技術指導、支援等の機能を有する工場その他これに類する施設における、設備投資と雇用増に対する補助金制度を創設した。これは、設備投資については、5億円以上の投資に対して15%の補助金を交付するものである(限度額5億円)。雇用増については、工場部門だけでなく研究部門や調達部門なども支援の対象であり、常用雇用50人増加で5億円の投資と同等の補助金(7,500万円)を交付するものである。

○歴史について

マザー工場という言葉は1980年代後半から使われ始めた（林志行（2009））。製造業の海外進出自体は1970年代から見られたが、1985年のプラザ合意後の円高の進行によって生産拠点の海外展開が加速した。その際、海外工場立ち上げの際にそれを国内から支援する必要があり、その拠点となった工場を「マザー工場」と呼び始めたのである。このためマザー工場の典型的な機能は、海外生産拠点の立ち上げ等支援機能ということになる。

続いて、製造業の量産工場の海外流出が進むにつれて、国内の拠点では雇用の維持のためにも、より高付加価値な製品の開発や製造に特化するため、高付加価値製品を開発する機能がマザー工場機能に加わることになる。また、量産拠点の海外進出で国内のものづくりの現場が少なくなり、併せて団塊世代の退職によって技術・技能の継承が危ぶまれたことから、社内で技術や技能、ノウハウを伝承し維持強化する機能も重要視されるようになった。さらに、海外進出に伴う負の側面である技術漏えいなどの問題に対処するため、国内で製法をブラックボックス化して生産するなどの動きも見られるようになった。

○定義について

まず、世の中で言われている一般的な定義を見てみたい。デジタル大辞泉によると、「マザー工場制」という見出しで次のように説明されている。

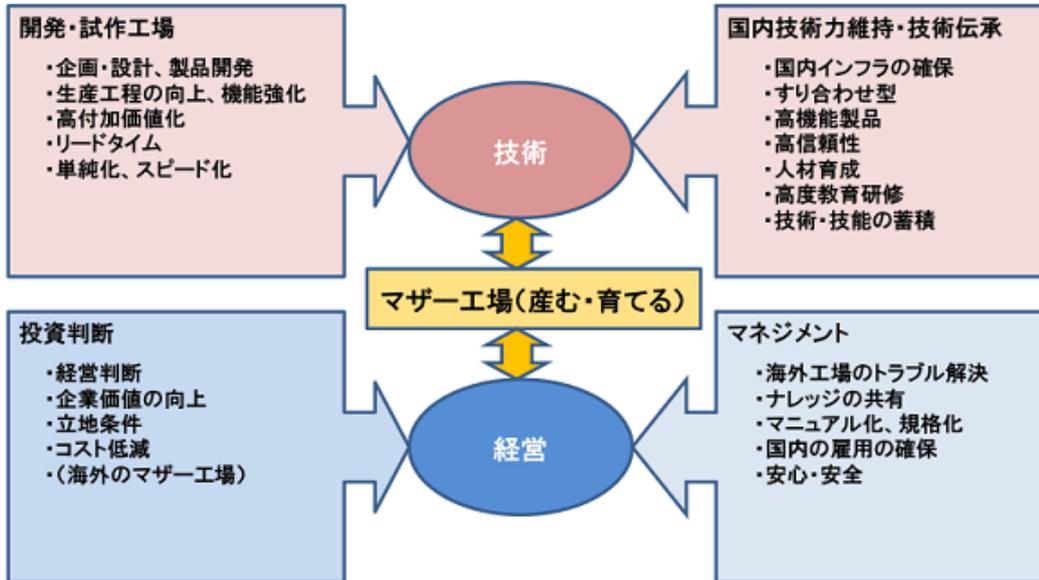
「メーカーが国外に工場を設立して事業を拡大していく際、それを支援するための高い技術力・開発力・マネジメント力・投資判断力などを備えた工場。マザー工場は本国に置かれることが多い。現地に適した技術を提供し、技術者・管理者を派遣して支援する。」

この定義は、上記の歴史でみた最初のマザー工場の意味に近い。謂わば、狭義のマザー工場の定義と言えそうである。

なお、この定義は、社団法人日本機械工業連合会「平成21年度マザー工場とものづくり競争力に関する調査報告書」（平成22年3月）による以下の定義を参考に行っているのかもしれない。定義の中に、「マネジメント」や「投資判断」というキーワードが入っているからである。

- (1) 開発・試作工場
- (2) 国内技術力維持・技術伝承
- (3) 投資判断
- (4) マネジメント

【図表 2】 マザー工場機能の概念



出典：社団法人日本機械工業連合会「平成 21 年度マザー工場とものづくり競争力に関する調査報告書」平成 22 年 3 月

なお、日本機械工業連合会の定義には、「国内技術力維持・技術伝承」という項目が入っており、海外工場の立ち上げ等支援という文脈から離れて広がっていることから、広義の定義と言えよう。

また、マザー工場についてまとめた分析が行われている書籍に、林志行『『マザー工場』戦略 ―いま、日本メーカーは何を目論むのか?―』日本能率協会マネジメントセンター（2009 年 3 月）がある。これは「マザー工場」という言葉が主題に含まれている唯一の和書の単行本である。² この本の中のマザー工場の定義は、下記のようにさらに広い。

- (1) 試作・プロトタイプ型
- (2) 高度技術・シミュレーション型
- (3) 技術伝承・集中研修型
- (4) 最終組立・知財強化型
- (5) 先端モデル開発・ソリューション型

各タイプの内容は、以下のようなものである。

- (1) の試作・プロトタイプ型は、新しい製品やその量産技術を開発したり、それらを海外展開するタイプで、マザー工場という言葉の元となった海外生産拠点の母型という類型を含んでいる。
- (2) 高度技術・シミュレーション型は、製品や製法に関する最先端技術を開発するタイプで、品質管理の徹底や「見せる工場」によるブランド化といった機能も含んでいる。

² なお、マザー工場という言葉が、副題に含まれている和書には、山口隆英「多国籍企業の組織能力―日本のマザー工場システム」白桃書房（2006 年 10 月）がある。

- (3) 技術伝承・集中研修型は、文字通り、技術や技能を伝承し、人材を育成するタイプである。
- (4) 最終組立・知財強化型は、キーコンポーネントの国内生産や工場全体のブラックボックス化などで知的財産を守る目的を持っている。
- (5) 先端モデル開発・ソリューション型は、蓄積した知財を活用して、内外拠点や顧客に対してのソリューションを生み出すタイプであり、新しいビジネス展開を図る拠点としても期待される。

なお、これらの分類は、主要な機能別に掲げたものであり、一つの拠点が複数の機能を持つことも多いと説明されている。

また、林志行（2009）は、各タイプについて次の図表のようなキーワードを挙げている。

【図表 3】 マザー工場のタイプとキーワード

タイプ	キーワード
(1) 試作・プロトタイプ型	標準化する力 量産化、コストダウン、ラインの合理化 海外で運用しやすい製造技術の開発 海外市場向け技術・技能の開発と蓄積 工程削減、設計変更など生産技術を高める工夫 海外工場への新製品導入の円滑化 パイロットファブ(試作工場) 最新鋭設備の導入 社内工場統合 新製品への対応力 世界における量産までの期間短縮 海外でのトラブル発生の対処支援 物流時間の短縮 グループ標準 迅速対応(スピード経営) 混流生産
(2) 高度技術・シミュレーション型	高付加価値製品の生産拠点 最先端の製造技術やノウハウを用いた新生産方式 キーコンポーネントの生産拠点 高度技術を用いた製品テスト機能 大型シミュレーション設備 匠の技を用いた製品の生産拠点 ハイエンド製品の製造によるブランドの拠点 少量生産、一貫生産
(3) 技術伝承・集中研修型	海外人材受入れ教育 技術支援 技術移転センターの設置と運営 技能の移転を円滑にする訓練とシステム 確立した技術の内外生産拠点への移転 ものづくり人材育成 生産現場のリーダーの育成 技術伝承パッケージとツール 海外工場運営の核となる人材育成 外国人従業員による外国人従業員の教育
(4) 最終組立知財強化型	ブラックボックス化 特許戦略 営業秘密 オープンイノベーション ブランド化 オンリーワン戦略 ワンストップ
(5) 先端モデル開発・ソリューション型	先端技術開発に特化 コンサルティング ソリューションの提案 リアルタイム監視 手放されたチャイルドの再生 形態は物流業 コンビニが目標 顧客生産計画の把握 グローバル ソリューション ファブ オフィスの工場化

出典：林志行（2009）より作成

次に、2013年のものづくり白書におけるマザー機能の定義³を見ると、6つの機能に整理されている。

- ①海外から見たマザー工場（量産拠点を成熟させて海外生産拠点に移転させる支援、海外市場のバックアップ支援などをする拠点）
- ②最新鋭の生産設備を持つ「トップランナー」拠点（最新設備が導入され、最高の生産ノウハウが確立された拠点）
- ③製品のイノベーション拠点（研究開発拠点と一体となり、新技術・新製品を生み出す拠点）
- ④コア部品などを生産する拠点
- ⑤幅広い国内外の市場ニーズに応える拠点（市況や顧客ニーズに合わせて柔軟に対応できるように製品を生産する拠点）
- ⑥人材育成や技能継承の拠点

ここで林志行（2009）と日本機械工業連合会(2010)とものづくり白書（2013）の定義をそれぞれ整理してみると、下図のような関係となる。

【図表4】 林志行（2009）と日本機械工業連合会(2010)とものづくり白書（2013）によるマザー工場機能の比較

林志行氏(2009)による分類	日本機械工業連合会(2010)による分類	経済産業省ほか(2012)による分類(ものづくり白書2013)
○試作・プロトタイプ型	○開発・試作工場 ○投資判断 ○マネジメント	○海外から見たマザー工場 ○製品のイノベーション拠点
○高度技術・シミュレーション型	(高機能製品、高信頼性) ○国内技術力維持・技術伝承 ○マネジメント	○最新鋭の生産設備を持つトップランナー拠点
○技術伝承・集中研修型		○人材育成や技能継承の拠点
○最終組立・知財強化型		○コア部品などを生産する拠点
○先端モデル開発・ソリューション型		○幅広い国内外の市場ニーズに応える拠点

この図表をみると、林志行（2009）の5つの分類によって、他の定義で分類されたタイプを漏れなくカバーできるため、林志行（2009）の分類を基に議論を進めたい。

³ 2012年12月の経済産業省によるアンケート調査で、国内生産拠点の役割として期待されるマザー機能に関する質問の選択肢として提示されている6つの機能。

ここで、林志行（2009）の定義による5つの分類の直感的な理解を助けるために、各タイプの機能に見出しをつけると、たとえば以下ようになる。

【図表5】 林志行（2009）と日本機械工業連合会(2010)とものづくり白書（2013）によるマザー工場機能の比較（林氏の分類に見出しを付加）

（見出し）	林志行氏(2009)による分類	日本機械工業連合会(2010)による分類	経済産業省ほか(2012)による分類(ものづくり白書2013)
○原型を創る	○試作・プロトタイプ型	○開発・試作工場 ○投資判断 ○マネジメント	○海外から見たマザー工場 ○製品のイノベーション拠点
○磨く、見せる	○高度技術・シミュレーション型	（高機能製品、高信頼性） ○国内技術力維持・技術伝承 ○マネジメント	○最新鋭の生産設備を持つ トップランナー拠点
○伝える （人材育成）	○技術伝承・集中研修型		○人材育成や技能継承の 拠点
○守る	○最終組立・知財強化型		○コア部品などを生産する 拠点
○広げる （蓄積・展開）	○先端モデル開発・ソリューション型		○幅広い国内外の市場ニーズに 応える拠点

さらに、見出しのイメージを敷衍するためにキーワード⁴をつけると次のようになる。

⁴ キーワードは、林志行（2009）で紹介されたケースなどから、見出しのイメージに沿ってあげてある。

【図表 6】 林志行（2009）による分類の整理（見出し付けとそれに沿ったキーワード）

（見出し）	見出しに沿ったキーワード	林志行氏（2009）による分類
○原型を創る	<ul style="list-style-type: none"> ・新商品の開発 ・量産試作 ・世界同時デリバリー ・グループ内標準化 ・グループ工場の統合 	○試作・プロトタイプ型
○磨く、見せる	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイエンド商品の開発 ・新生産方式 ・自動化、IT化 ・匠の技術 ・大規模な実験・実証装置 ・見せる工場 ・ショールーム ・品質管理の徹底 ・クリーン工場 	○高度技術・シミュレーション型
○伝える （人材育成）	<ul style="list-style-type: none"> 海外進出先への指導 海外研修生の受け入れ 世界同時デリバリー ものづくり道場 企業内大学院 	○技術伝承・集中研修型
○守る	<ul style="list-style-type: none"> ブラックボックス化 キーコンポーネントの国内生産 ものづくりのラストワンマイル（最終組立など）を国内で行う 特許化せず先使用权確保のための公証制度を利用 	○最終組立・知財強化型
○広げる （蓄積・展開）	<ul style="list-style-type: none"> ナレッジの蓄積・マネジメント ソリューションの提供 コンサルティングビジネスへの進出 新しいビジネスモデルの開発 	○先端モデル開発・ソリューション型

マザー工場機能の国内拡充のための制度設計の際、対象設備等の定義として、これらの5類型を用いることができるように思われる。その際には、5類型の概念をよりわかり易く表現するために、次のような呼称を用いてはどうだろうか。

たとえば、①製品・製法の原型づくり、②製品・製法の高度化および展示、③技術・技能・ノウハウの継承（人材育成）、④技術・技能・ノウハウの外部漏えい防止（知財管理強化）、⑤蓄積した技術・技能・ノウハウを活用したソリューションの提供および新ビジネスの展開、である。

【参考文献】

- ・経済産業省、文部科学省、厚生労働省編「2013年版ものづくり白書」経済産業調査会、2013年7年
- ・社団法人日本機械工業連合会「平成21年度マザー工場とものづくり競争力に関する調査報告書」2010年3月
- ・林志行「『マザー工場』戦略 ―いま、日本メーカーは何を目論むのか?―」日本能率協会マネジメントセンター、2009年3月

2. 海外所得の国内還流を促進する税制

わが国経済が持続的に成長していくためには、成長が期待される新興国を中心とした海外活力を如何に取り込むかが更に重要になってくる。わが国企業がこれらの市場で得られた利益を国内に還流し、マザー工場機能の整備・拡充をはじめとする国内経済の活性化に役立てることが、わが国経済の持続的成長に繋がるものと考えられる。

このため、わが国企業が海外で得た収益を国内に還流し易くする制度を拡充すべきである。

(1) 基本的考え方、ねらい

外国子会社からの配当の国内還流を促進する税制について、その国内還流増加のインセンティブを一層高める税制を創設する。

(2) 制度案の概要

外国子会社からの配当の合計金額が、過去3年の平均金額より増加させた場合、その増加させた部分について、税額控除を可能とする。

(3) 対象とする外国子会社と配当金の増加額

対象とする外国子会社の範囲は、外国子会社配当益金不算入制度と同様とする。但し、増加額の計算にあたっては、比較する事業年度から持ち分の変更があった場合（新規取得を含む）には、比較する事業年度と同じ持ち分として増加額を算定する。

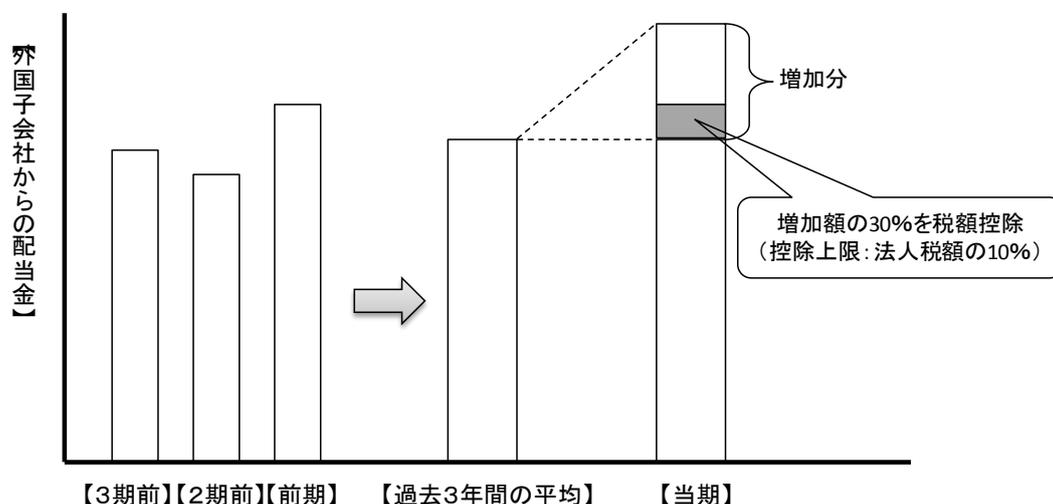
(4) 控除額と控除上限

控除額は増加額の30%とし、控除の上限は法人税額の10%相当額とする。

(5) 参考とした税制

- ・ 試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度
- ・ 外国子会社配当益金不算入制度

(6) 制度のイメージ



3. 知財の蓄積を促進する税制（パテントボックス税制）

近年、欧州を中心に知的財産権に起因する所得について低税率や所得控除を適用する制度の導入が進んでいる。このことで、知的財産が開発された国から税負担の低い国へ知的財産権が移転される企業行動が見受けられる。

現在、わが国にはこのような制度は存在していない。制度整備が遅れば、わが国企業の競争力の低下を招くのみならず、わが国企業も知的財産権を税負担の低い国へ移転させざるを得なくなる状況に繋がりがねない。

このため、企業の競争力の源泉である知財戦略活動を国内に維持し、更に競争力を強化していくために、知財戦略や国内の技術開発を促進する税制を整備すべきである。

（1）基本的考え方、ねらい

知的財産の取得、保全および活用のうち特に活用について、そのインセンティブを高める新たな税制を創設する。

（2）制度案の概要

特許権など、特定の種類の適格知的財産から生じた所得に対して法人税の低減税率の適用を可能とする。

（3）適用対象となる所得

- ・ 特許製品または特許品目が物理的に組み込まれた品目の販売から得た所得
- ・ 特許品目に組み込まれるよう設計された予備部品及びその他の品目から得た所得
- ・ 特許権のライセンス供与から得たライセンス料及びロイヤリティ
- ・ 特許権の売却から得た所得
- ・ 特許侵害に対する補償として得た所得
- ・ 特許権に関連する損害賠償、保険収入、その他補償

ただし、以下については適用対象外とする

- ・ マーケティング業務に係る所得
商標権その他のブランドに係る知的財産から得られる所得
- ・ ルーティン業務に係る所得
知的財産がなかった場合でも企業が得ると期待されたであろう所得

（4）税制措置の案

上記所得にかかる法人税率について、税率 10%の適用を可能とする。（実効税率が 10%となるよう課税所得を調整する仕組みを導入）

（5）参考とした税制

- ・ 英国のパテントボックス税制
特許権など、特定の種類の適格知的財産から生じた所得に対して、法人税の低減税

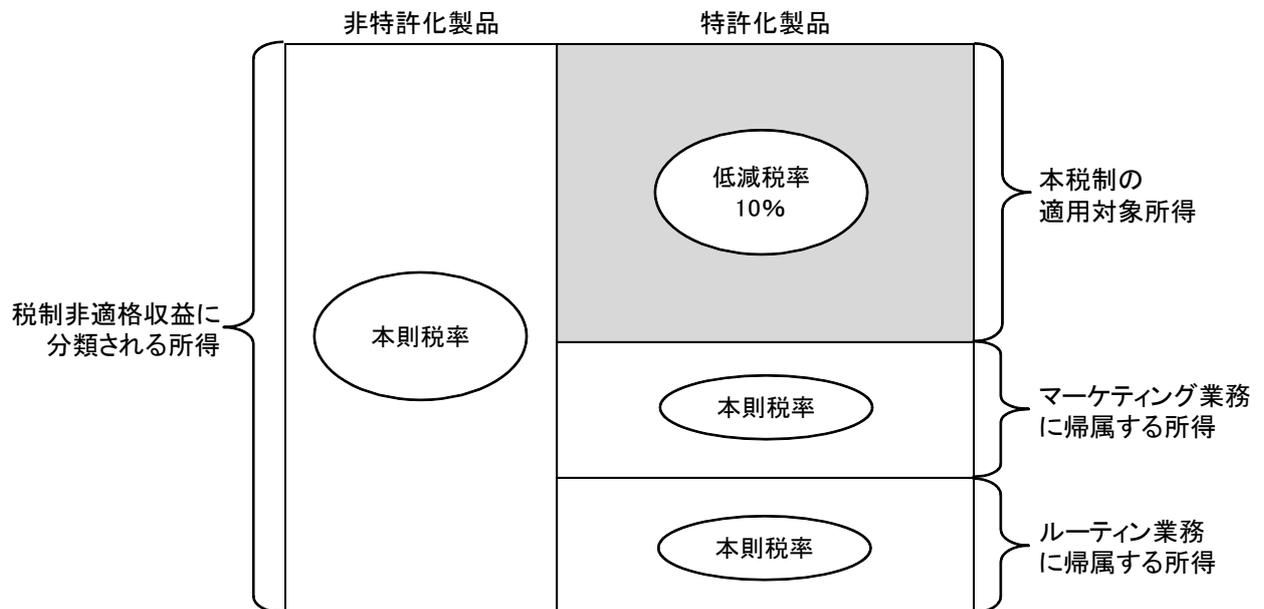
率 10%を適用する制度。

(6) 制度のイメージ

【フロー】

- ① 適格知的財産から生じた所得を特定する
- ② ルーティン業務に帰属する所得を除去
- ③ マーケティング業務に帰属する所得を除去
- ④ 残った所得に 10%の低減税率を適用（実効税率が 10%となるよう課税所得を調整）

【イメージ】



4. 為替リスクの安定化に資する税制

企業は為替変動による収益の変動リスクを軽減するために輸出入の決済に必要な外貨の先物予約などの手段を講じているが、リスクは完全には除去できない。企業収益を確定する時点で為替変動の影響を平準化する方法があれば企業にとって利用価値が高いと考えられる。

このため、為替変動による企業収益の変動リスクを緩和し、その結果として安定的な企業経営、ひいては雇用の安定、さらには法人税収の安定に資すると考えられる為替リスクの安定化に資する税制の創設を検討すべきである。

(1) 基本的考え方、ねらい

為替変動による収益変動リスクについて、これを安定化させる税制面の支援措置を創設する。

(2) 制度案の概要

円高、円安双方に対して急激な為替変動のリスクを緩和するための積立を認め、これを損金に算入する制度。

企業収益が増加する方向へ為替レートが著しく変動した際に、企業収益の一部を準備金として積み立て、企業収益が減少する方向へ為替レートが著しく変動した際には、積立金を取り崩し、企業の収益の平準化を図ることを可能とする。

(3) 制度の対象

外貨での取引が存在し、為替変動によって業績が変動する全ての法人を対象とする。ただし、制度を利用するか否かは各法人の任意の判断による。

(4) 為替の基準

為替レートが著しく変動する場合とは、例えば年間で10%以上の変動があった場合と想定する。準備金を積み立てる際に基準とする為替レートは、積み立て時点のものとする。

(5) 準備金の積立割合と期間について

積立割合は当該事業年度の外貨取引額の10%程度を上限とする。また、積立期間は5年程度とする。

(6) 積立金の取り崩し

①積立期間が満了した場合

その翌事業年度以降、5年程度で均等に取り崩しを行う。この際の準備金の取崩額は益金算入とする。

②企業収益が減少する方向へ著しく変動した場合

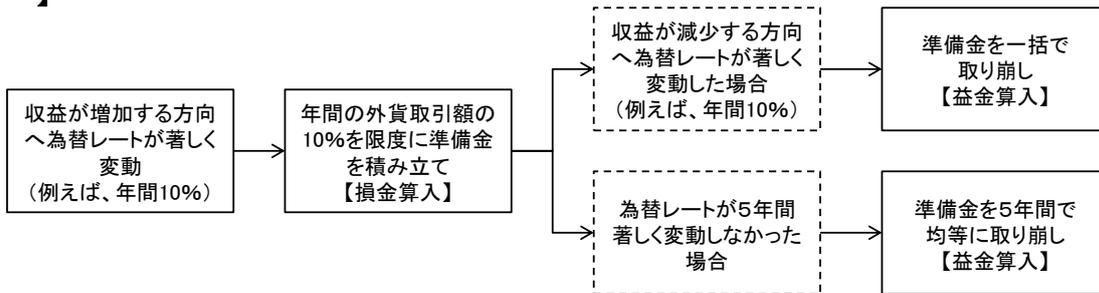
例えば年間で10%以上の変動があった場合、当該事業年度の外貨取引額×為替レートの変動割合を上限として取り崩す。取崩額については益金算入とする。

(7) 参考とした税制

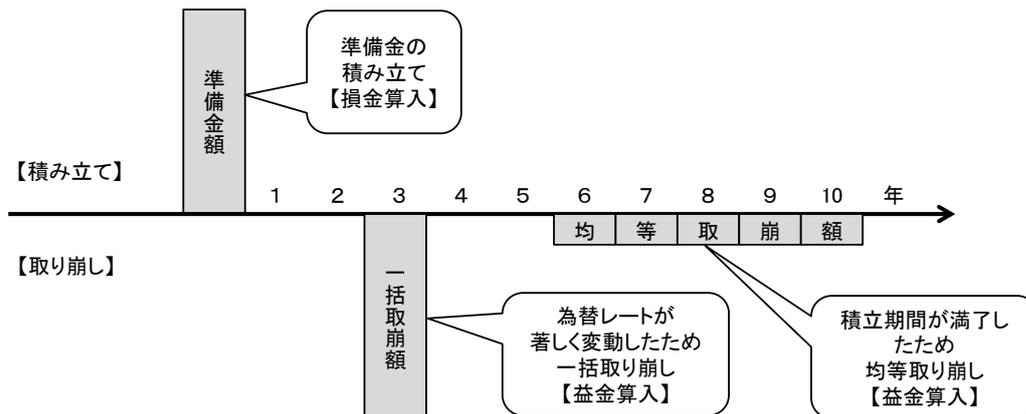
- ・ 海外投資等損失準備金制度
- ・ 課税売上割合が著しく変動したときの調整（固定資産の仕入に係る消費税額の調整）

(8) 制度のイメージ

【フロー】



【準備金の積み立て・取り崩し】



5. 組織再編に関わる税制

わが国経済の持続的成長のためには、産業の新陳代謝を促進することで国内経済の活性化を図ることが重要である。しかしながら、わが国では、同一業種内に多くの企業が存在しており、国内でのし烈な競争に加え、グローバル化が進む中で、海外でも競合他社との激しい競争を展開しているにもかかわらず、わが国企業の合併・買収・組織再編がなかなか進まない現状がある。

このため、合併・買収・組織再編の円滑化を税制面で図るよう、組織再編に関わる税制の改正を行うべきである。

5-1. 株式以外の資産が交付された際の課税繰り延べ

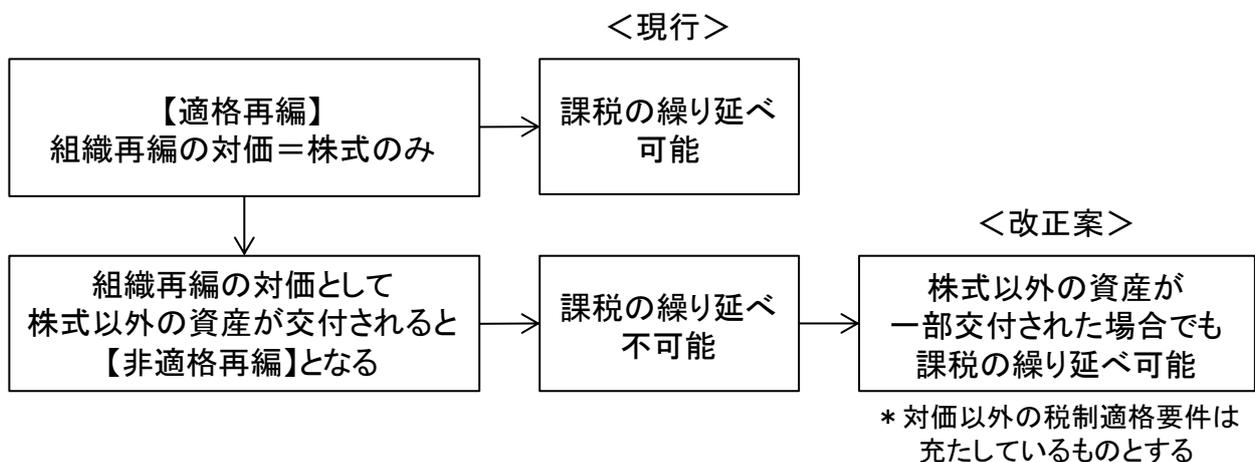
(1) 基本的考え方、ねらい

合併・買収等の組織再編の実施に係る税制について、対価として株式以外の資産が交付される組織再編の円滑化を税制面で支援する措置を新たに創設する。

(2) 制度案の概要

組織再編において、株式以外の資産が一部交付された場合においても課税繰延措置の適用を可能とする。

(3) 制度のイメージ



5-2. 自社株式対価のTOBに応募した株主に対する株式譲渡損益等の課税繰り延べ

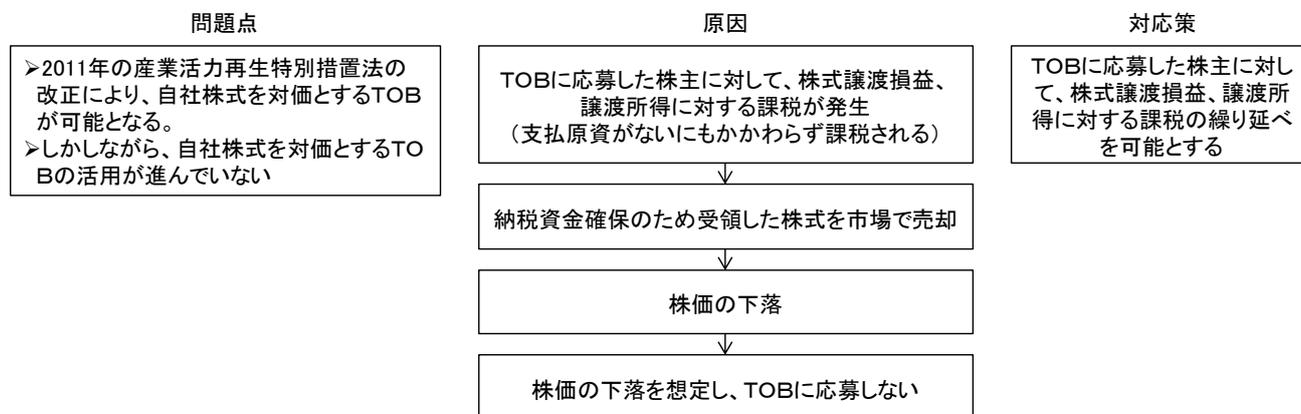
(1) 基本的考え方、ねらい

合併・買収等の組織再編の実施に係る税制について、自社株式対価のTOBによる組織再編の円滑化を税制面で支援する措置を新たに創設する。

(2) 制度案の概要

TOBに応募した法人株主の株式譲渡損益および個人株主の譲渡所得に対する課税の繰り延べを可能とする。

(3) 論点



6. ベンチャー企業の育成に資する税制

わが国経済の持続的成長のためには、産業の新陳代謝を促進することで国内経済の活性化を図ることが重要である。わが国の起業活動は国際的にも不活発と言わざるを得ない状況にあるため、ベンチャー企業の育成を図る制度の更なる整備が必要である。

このため、昨年度にベンチャー投資促進税制が創設され、ベンチャー企業へのベンチャーファンドを通じての出資額の80%を上限に損金算入できることとなったが、わが国の起業活性化に向けた更なる制度の充実を図るべきである。

6-1. ベンチャー投資促進税制におけるファンドの投資先要件の緩和

(1) 基本的考え方、ねらい

昨年度に創設されたベンチャー投資促進税制について、制度をより利用しやすいものとするためファンドの投資先要件を緩和し、わが国の起業活性化を図る。

(2) 制度案の概要

ベンチャー投資促進税制におけるファンドの投資先要件のうち、投資額の5割以上が事業拡張期の新事業開拓事業者であることとする要件を、投資額の5割以上が創業期および事業拡張期の新事業開拓事業者であることとする。

6-2. 法人が行うベンチャー企業への直接投資に対する税制優遇

(1) 基本的考え方、ねらい

ベンチャー企業への投資を促進する税制について、法人がベンチャー企業へ直接投資するインセンティブを高める税制を創設する。いわばエンジェル税制の法人版を創設する。

(2) 制度案の概要

法人が行うベンチャー企業への投資に対する税額控除（例えば投資額の30～50%）を可能とする。

(3) 参考とした税制

- ・ 企業のベンチャー投資促進税制
- ・ 欧州諸国のエンジェル税制

6-3. 大企業等がベンチャー企業のファーストカスタマーになる際の税制優遇

(1) 基本的考え方、ねらい

ベンチャー企業の発展にとって、ファーストカスタマー、すなわちベンチャー企業の製品・サービスの良さを評価して初めて購入する顧客、を得ることは非常に重要である。このファーストカスタマーの出現を、税制面から後押しできれば大きな支援効果が期待できる。

(2) 制度案の概要

国が認定した適格ベンチャー企業が新たに開発した製品・サービスを大企業等が率先して

購入する際に、購入企業に対して購入金額の30%程度の税額控除を可能とする。ただし、税額控除の金額は法人税の20%を上限とする。また、当該新製品・新サービスについて、国内・国外から相当規模（例えば10百万円以上）の購入の前例がある場合を除く。

(3) 参考とした税制

- ・試験研究費の税額控除

以上